

三浦市農業協同組合 一般事業主行動計画

(女性活躍推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標1 年次有給休暇の取得推進

《対 策》

- ・令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握をする。
- ・令和4年 10月～ 半期の取得状況について、検証する。
- ・令和5年 1月～ 取得状況を確認し、年次有給休暇の取得率の向上を推進する。

目 標2 正職員採用者における女性の割合を25%にする。

《対 策》

- ・令和4年 4月～ ホームページの採用ページの内容を見直し、女性が働きやすい職場であることを求職者に向けて広報を行う。

【女性の活躍の状況に関する情報公表】

令和3年4月1日現在

- | | | | |
|---------------------|----------|----------|----------|
| ① 従業員全体に占める女性労働者の割合 | 職員 22.3% | 嘱託 45% | 臨時 14.2% |
| ② 男女の平均勤務年数の差異 | 男性 14.7年 | 女性 17.1年 | |